

第 次 議 庁

日 時 令和5年10月19日（木）

午前9時30分

場 所 別館2階 全員協議会室

1 議題

(1) 第6次朝霞市総合計画策定方針（案）

(2) 令和6年度（2024年度）当初予算編成方針

第6次朝霞市総合計画策定方針（案）

1 計画策定の趣旨

本市は、昭和50年（1975年）から10年ごとに第1次から第5次までの中長期計画を策定し、計画的な市政運営に努めてきた。

第5次朝霞市総合計画（以下「第5次総合計画」という。）においては、市の将来像として「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」を掲げ、将来像の実現に向けて施策や事業を展開している。

朝霞市総合計画条例では、市の最上位計画として総合的見地から総合計画を策定することとしており、第5次総合計画の計画期間の終了後も、計画的な行政運営を行っていくため、第6次朝霞市総合計画（以下「第6次総合計画」という。）を策定する。

2 計画の構成・期間

「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成する。

策定対象

(1) 基本構想 10年間

目指す将来像とその実現に向けた政策の方向性を示すものである。

(2) 基本計画 5年間

基本構想に示す目標の実現に向け、具体的な施策を分野別に体系的に示すものである。

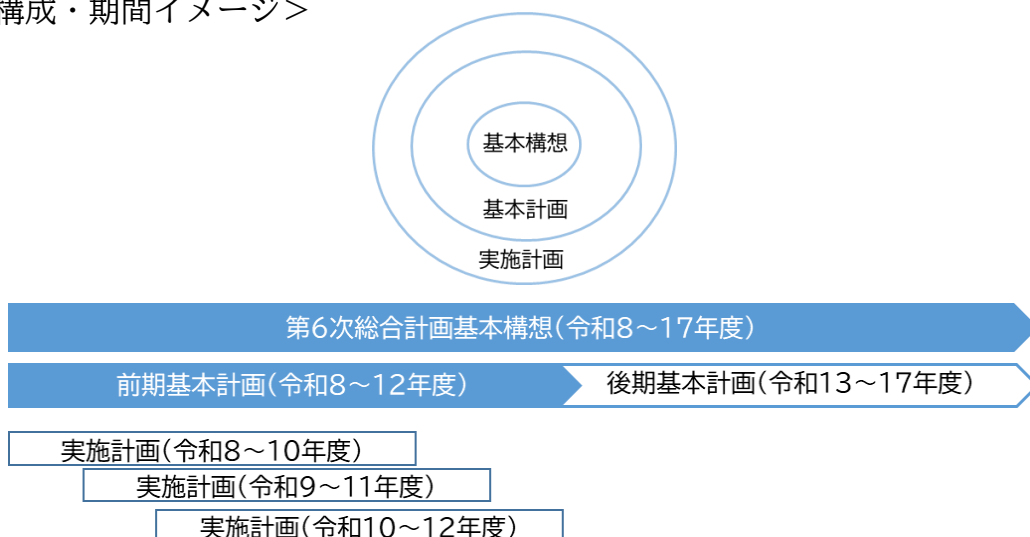
※前期5年、後期5年の2期に分けて策定する。

(3) 実施計画 3年間

基本計画で定めた施策や主要な事業などの具体的な実施期間や方策を示すものである。

3年間の計画として、1年ごとに見直しを行う。

<構成・期間イメージ>



3 基本的な考え方

総合計画は、本市の最上位の計画であり、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを市民と行政とが共有するとともに、これからのまちづくりに向けた施策を総合的かつ体系的にまとめた計画として策定するものである。

総合計画の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 基本構想の方向性

基本構想は、本市を取り巻く社会情勢の変化、構想期間を基にした将来予測等を踏まえるとともに、行政評価制度を活用して第5次総合計画の課題を明らかにすることで、第6次総合計画が目指す基本構想の方向性を整理する。

(2) 行政評価制度との連動

施策の進捗状況を客観的に検証できるよう、施策ごとに目標を掲げ、施策等の実施によってもたらされた成果を測る指標として重要業績評価指標（K P I）※を設ける。

※重要業績評価指標…K P I（Key Performance Indicator）とは、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことをいう。

(3) 総合戦略との関係

第6次総合計画の中に、地方創生を目的とする施策や重要業績評価指標（K P I）を併せて設け、地方版総合戦略としての内容も備えるようにする。

(4) 他の行政計画との関係

総合計画と他の行政計画の関係性をより明確にすることで、総合計画の理念・構想を各行政計画に反映する。

(5) 市民参画

市民に対し総合計画の策定過程を明らかにするとともに、当該策定過程への市民参画を推進し、市民の協力と理解の下に総合計画を策定する。

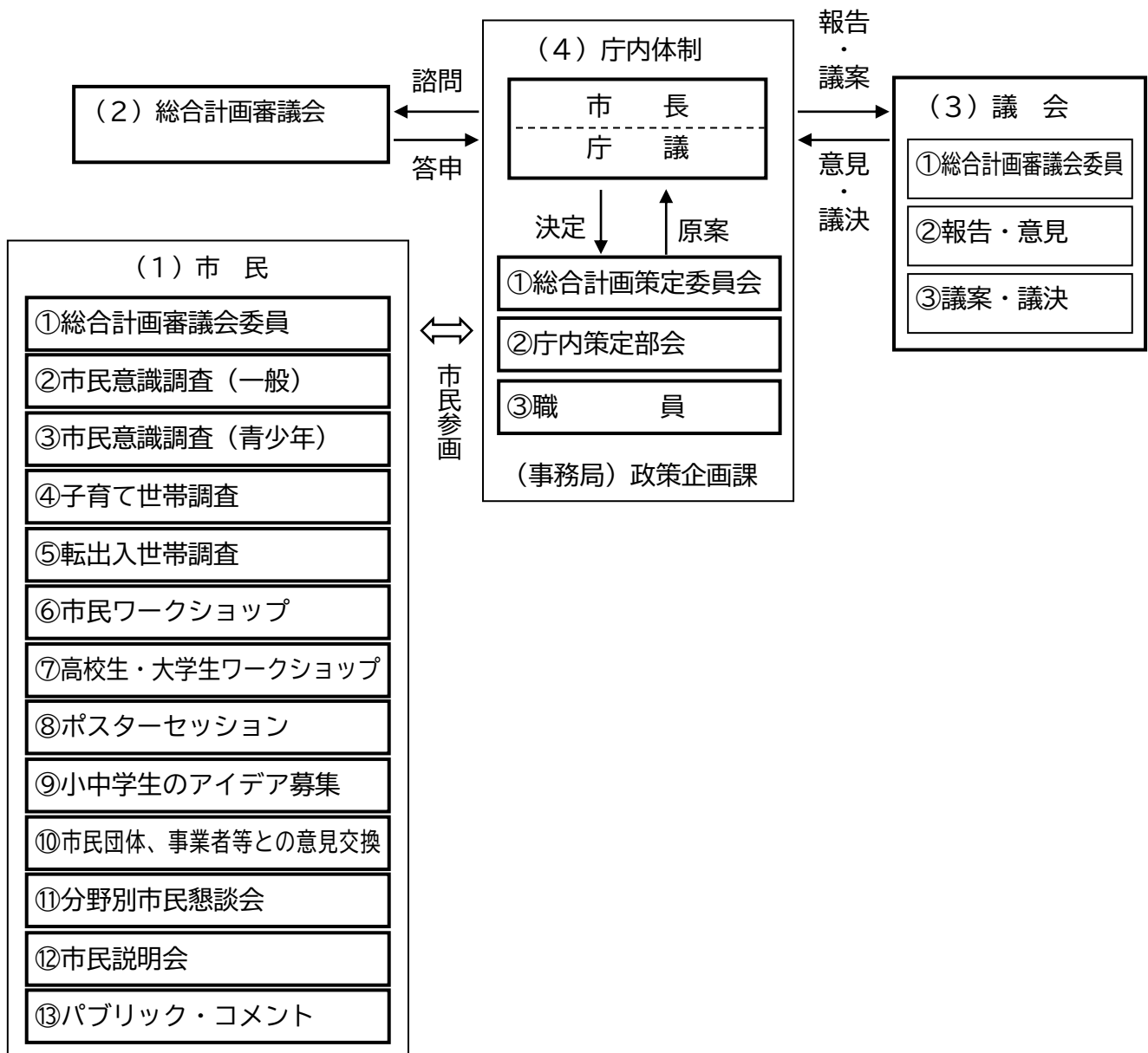
総合計画へ市民の声を十分に反映できるよう市民参画の機会の充実を図るとともに、効果的、効率的な手法を取り入れる。

(6) 職員参画

総合計画は、本市の最上位の計画であることから全庁を挙げて策定作業を行うこととする。

計画策定後に各部、課が責任を持って計画を推進できるよう策定段階から各部、課が主体的に検討するとともに、全職員が自らの業務が総合計画を踏まえたものであると意識できるよう、意見収集や計画への理解促進の機会を設ける。

4 策定体制



(1) 市民

第6次総合計画を策定するに当たっては、様々な方法で市民参画を推進する。
また、会議等の開催などに際しては、合理的配慮*を行う。

*合理的配慮…小さなお子様をお連れの方、障害のある方等への適切な配慮など、会議等の対象者や規模、目的に合った対応を想定している。

①総合計画審議会委員

基本構想及び基本計画の策定について調査審議するため、審議会を設置する。
審議会は、学識経験者、各種団体の代表、公募による市民等で構成する。

②市民意識調査（一般）

市政に対する現状評価や施策要望等を把握する。

③市民意識調査（青少年）

市政に対する意識やまちづくりへの関心等を把握する。

④子育て世帯調査

子育て時に転出する世帯が多いことから、子育てに関する意識やニーズ等を把握する。

⑤転出入世帯調査

定住促進の施策を検討するため、定住に関する意識やニーズ等を把握する。

⑥市民ワークショップ

基本構想における将来像や政策に市民の意見を取り入れるなど、市民が共感する計画とするため、市民ワークショップを実施する。

⑦高校生・大学生ワークショップ

市の将来を担う青少年のまちづくりに対する意識や意見を把握するとともに、定住促進を推進する施策を検討するため、市内の高校生・大学生を対象としたワークショップを実施する。

⑧ポスターセッション*

第6次総合計画を広く市民に周知広報するため、市の魅力や課題を聴取するポスターセッションを実施する。

*ポスターセッション…総合計画の計画案等をまとめたポスター等を掲示して、訪れた市民と掲示されたポスター等の内容をテーマとしながら意見交換を行うことを想定している。

⑨小中学生のアイデア募集

市の将来を担う小学生・中学生が抱く朝霞市の将来像・イメージや具体的なアイデアを募って、若者の視点を施策・取組の企画立案に生かすため、教育関係者等との連携を図りながら、アイデア募集を実施する。

⑩市民団体、事業者等との意見交換

市民団体、事業者等とまちの課題や今後目指すべき方向性などについて意見交換を行う。

⑪分野別市民懇談会

各部が中心となり、「分野」ごとに懇談会を実施する。

⑫市民説明会

基本構想及び基本計画に対する理解を深め、併せて意見等を把握するため、市民説明会を開催する。

⑬パブリック・コメント

基本構想及び基本計画に対する理解を深め、併せて意見等を把握するため、パブリック・コメントを実施する。

※①～⑬のほか、全ての世代の市民の声を聴きながら、策定作業を進める。

(2) 総合計画審議会

基本構想及び基本計画の策定について調査審議するため、審議会を設置する。審議会は、学識経験者、各種団体の代表、公募による市民等で構成する。

- ・市の議会の議員 3人
- ・市の執行機関の委員 2人
- ・市内の公共的団体等の役員及び職員 5人
- ・知識経験を有する者 5人
- ・公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民 5人

(3) 議会

①総合計画審議会委員

- ・市議会から推薦を受けた市議会議員を審議会委員として委嘱する。

②報告・意見

- ・基本構想素案及び基本計画素案について報告し、意見を聴く。

③議案・議決

- ・基本構想案について、議案として提出し、議決を求める。

(4) 庁内体制

①総合計画策定委員会

- ・委員長 市長公室長とし、副委員長は委員長が指名する。
- ・委員 部長の職にある職員とする。
- ・所掌事務 ▶基本構想案及び庁内策定部会において取りまとめた基本計画案について、審議及び調整を行い、庁議に提出すること。
▶基本構想及び基本計画の策定に係ること。

②庁内策定部会

- ・部長及び課長の職にある職員で構成する。
- ・部会長及び副部会長は委員の互選により定める。

部会名	構成
総務部会	市長公室、危機管理室、総務部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、出納室
市民環境部会	市民環境部、農業委員会事務局
健康福祉部会	福祉部、こども・健康部
都市建設部会	都市建設部、上下水道部
教育部会	学校教育部、生涯学習部

③職員

- ・第5次総合計画基本計画全体（前期と後期を通した）の評価の取りまとめ、第6次総合計画基本計画の施策の立案、個別計画との整合性の確認などに取り組む。
- ・職員説明会や第6次総合計画基本計画素案に係る意見募集の機会を通じ、策定に参加する。

5 第6次総合計画策定の主なスケジュール（予定）

（1）令和5年度（2023年度）

令和5年	8月	策定方針案の検討 基礎調査
	10月	策定方針の決定
	11月	市民意識調査等 基本構想の方向を検討 基本構想の論点整理
	12月	基本構想骨子案の検討
令和6年	2月	分野別市民懇談会 基本構想骨子案のまとめ
	3月	市民説明会

（2）令和6年度（2024年度）

令和6年	4月	第5次総合計画（基本計画）の評価の取りまとめ 基本構想素案の検討
	6月	基本構想素案のまとめ 基本計画骨子案の検討
	8月	基本計画骨子案のまとめ
	9月	分野別市民懇談会 基本計画素案の検討
令和7年	2月	基本計画素案のまとめ 市民説明会
	3月	パブリック・コメント

（3）令和7年度（2025年度）

令和7年	5月	審議会答申 庁議決定（基本構想案、基本計画案）
	9月	議案上程（基本構想）
	10月	公表

令和5年10月 日

令和6年度（2024年度）

当初予算編成方針

○本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況は、令和4年度決算では、歳入において、市税収入が個人市民税や固定資産税の増などにより約10億円増加し、過去最高を更新しました。一方、歳出においては、扶助費が大幅に減となっていますが、これは、国による子育て世帯への臨時特別給付金等の事業が終了したことに伴う一時的なもので、介護給付・訓練等給付費負担金などの社会保障関係経費は引き続き増加している状況です。また、令和4年度末の財政調整基金の残高は29億円を超え、数字だけを見ると堅調と捉えることができますが、今後の行政需要を考えると将来的には十分とは言い切れません。

今後においては、歳入は、その根幹を占める市税収入が堅調とはいえ普通交付税が減少し、全体では大幅な増加は見込まれない中、歳出は、社会保障関係経費の増加、長期化する物価高騰の影響、人事院勧告や最低賃金の動向により、令和6年度以降においても経常経費が増加するほか、公共施設の更新や（仮称）福祉等複合施設、朝霞地区4市共用火葬場等の建設事業を控え、厳しい財政状況になることが予測されています。

○基本的な考え方

現在、コロナ禍から市民生活・経済活動が回復傾向にある中で、より一層効果的な市の施策が求められています。一方で、令和6年度は第5次朝霞市総合計画において残すところ2年となり、この間の施策の成果や達成度を視野に入れつつ、次期計画を策定する上では各施策の方向性や実施方法を見直す期間にもなります。

これらの状況を踏まえ、引き続き将来にわたって持続可能な財政基盤を整えながら、実施計画に基づいて配分された額を有効に活用し、市民の皆様とともに市の将来像「私が暮らしつつげたいまち 朝霞」を実現する施策を展開していく必要があります。

以上のようなことから、次のとおり令和6年度（2024年度）当初予算を編成することとします。

1 基本原則

(1) 事業の選択と集中

- ・ 予算計上する事業については、第5次朝霞市総合計画実施計画の採択事業とし、計画的かつ効果的に予算を活用する。
- ・ 新規・拡充事業については、予め政策企画課長と調整する。

(2) 行政評価の反映と事務事業の見直し

行政評価（施策評価、事務事業評価）の内容や効果等を踏まえ、事業の必要性や優先付けを十分に考慮する。

(3) 国・県等の動向の把握

国・県の予算編成は本市の予算にも大きな影響を及ぼすことから、その動向を的確に把握する。

(4) 歳入の確保と歳出における発想の転換・創意工夫

- ・ 歳入については、補助制度を最大限に活用するとともに自主財源の確保に努める。
- ・ 歳出については、発想の転換や創意工夫に努める。
- ・ 予算計上は、総額枠配分の範囲内での計上に努める。なお、部別枠配分額は別紙1のとおりとする。

(5) 関係部課との調整

複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で十分に調整する。

(6) 特別会計及び公営企業会計について

特別会計及び公営企業会計予算についても、この当初予算編成方針を準用するとともに、各会計の本来の趣旨に則り、適正に受益者負担の確保を図り、一般会計予算からの繰出金は必要不可欠なものに限る。

(7) 原油価格・物価高騰対策への対応

コロナ禍から市民生活・経済活動が回復傾向にある中、社会経済動向を注視し、物価高騰等に直面する生活者・事業者への支援などについて、引き続き検討を行う。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案して適切な額を見積る。

(2) 使用料及び手数料

- ・住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、使用料及び手数料の見直しを適宜行う。令和元年5月策定の「使用料・手数料の見直し方針」に基づき、施設の改修、提供するサービスの変更等がある場合には、必ずコスト計算等を行い、徴収金額を見直す。
- ・対象の的確な把握に努め、過年度の状況を踏まえ適正に見積る。

(3) 国県支出金

国・県の動向を的確に把握する。特に、補助負担率の変更等制度改正の動向に注視し、国・県の補助金が削減又は廃止された場合には、一般財源への振替は必要な範囲内とし、事業の廃止・縮減についても十分に検討する。

(4) その他

- ・市債をもって措置することが適当と認められる事業は、事前に財政課長と協議する。
- ・歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性（有料広告事業、民間企業との協働、冊子の有償頒布、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング等）を検討し、積極的な財源確保に努める。
- ・過去の実績と今後の見通しについて検討し、歳入の拡大に努める中で歳出との関係に配慮し、過大又は過少見積りとならないよう的確な収入見込額を計上する。
- ・自己負担金の徴収について、既存事業における材料代や保険代など市が負担すべきものかどうか、市主催事業参加者負担金は市民と市外在住者の負担が同等でいいのかなど、必ず検討を行う。
- ・受益者負担金は、物価等の動向を注視しながら、検討を行う。
- ・滞納繰越金は、縮減を目指し、徴収の確保に努める。

3 歳出に関する事項

- ・通年分の経費を見込んで予算計上する。
- ・予算要求する際には、適切な予算科目（節、細節、細々節）で計上し、予算要求科目が不明な場合には、事前に財政課長と調整する。
- ・提示した枠配分額に収まっている部署については、枠配分対象経費の査定は行わず、以下の項目について確認のためのヒアリングを行う。

(1) 人件費

- ・人件費については、職員課長から別に示す内容により予算計上する。
- ・時間外勤務手当の予算計上は、令和5年度当初予算の時間数の範囲内を限度とする。また、職員のワークライフバランスを推進する観点から、事業や事務執行を見直す。
- ・会計年度任用職員の任用等は、予め政策企画課長及び職員課長と調整する。

(2) 報酬、費用弁償

審議会等の会議回数や委員人数は十分に検討し、支払が必要な人数分を計上する。

(3) 旅費

- ・出張の必要性や人数、費用対効果等について十分精査し、計上する。
- ・オンライン会議等の活用をする。
- ・委員会や審議会等の視察研修は必要性を十分精査する。
- ・職員の随行、日当支給地域へのお出張、バスや宿泊を伴う研修・出張・視察等は、効果が十分に見込まれるか検討する。

(4) 需用費

- ・冊子（計画書、チラシなどを含む）の印刷製本は、必要な配布部数、製本のサイズ、発行年数（毎年、隔年など）、紙質等を検討し、原則1色（必要に応じて2色）刷りとする。
※原則として、冊子を職員には配布しない。
※市ホームページや広報等による情報発信を活用することにより、冊子等の作成の必要性や作成部数を検討し計上する。
※民間企業との協働による封筒や冊子の作成等、経費の削減に努める。
- ・食糧費の会議賄及び行事賄は、自己負担額を徴収する場合を除き計上しない。
- ・修繕料は、市民生活に影響が及ぶ緊急性が高いものを計上する一方、必要性を考慮して撤去や廃止・休止なども検討する。
- ・共通消耗品単価は、人権庶務課作成の単価表を用いて計上する。
- ・燃料費単価は、別表の基準単価表を基準とする。
- ・消費税の算定にあたっては、軽減税率制度に留意する。

(5) 役務費

建物及び自動車損害共済基金分担金は、財産管理課長からの通知（令和5年8月24日付）に基づき計上する。

(6) 委託料

- ・新規、既存を問わず、費用対効果の観点から委託することが真に必要なかどうかを十分に検討し、委託業務の範囲や内容についても、効果を踏まえて十分に精査する。
- ・施設の維持管理経費については、施設の維持管理上支障のない範囲内で削減できるものがないか、検討する。
- ・指定管理料については、指定管理者から示された要求額を精査する。
- ・設計を伴う建設事業については、財産管理課長と予め調整する。

(7) 使用料及び賃借料

- ・土地借上料の単価は、別表の基準単価表を基準とする。借上料の額は、賃貸借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて計上し、税額は課税課長と予め調整する。
- ・公用車（軽貨物・軽乗用）の借上料については、財産管理課長と予め調整する。
- ・給茶機借上料は、使用できなくなったら廃止（それに伴う消耗品も含む）することを検討する。

(8) 工事請負費

- ・事業の緊急性、効果、優先度等を検討し、計上する。また、建設後の管理体制やランニングコストが過度の財政負担とならないように十分に運営の方法等を検討する。
- ・施設の老朽化に伴う更新・改修については、「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」等の計画を踏まえて検討し、計上する。

(9) 負担金、補助及び交付金

- ・「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」の「7 見直しの検証システム」に義務付けられている見直し経過及び結果に基づき十分に検討し、計上する。
- ・新たな補助金を創設する場合は、終期を設定する。
- ・任意の負担金は、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行う。

(10) 扶助費

国や県の制度改正の動向や近隣自治体との均衡に配慮し、対象者の確実な把握のもとに所要経費を見込む。また、市単独事業の扶助費は、近隣自治体の動向の把握に努めるとともに、費用対効果を十分に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(11) その他

- ・事業目的を果たした既存事業は、廃止する。
- ・継続費・債務負担行為については、新規に設定する場合、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過重な財政負担を招かないよう留意するとともに、予め財政課長と調整する。
- ・電算関係の経費については、予めデジタル推進課長と調整する。
- ・細部の取扱いについては、別途、財政課長から通知する。

4 予算見積書の入力及び資料等提出期限

令和5年11月8日(水) 正午

※予算見積書は財務会計システムへの入力によることとし、資料等については別途提出する。

(別表) 基準単価表

1 燃料費(税抜)

区分	規格	単位	単価
ガソリン	ハイオク	1リットル	188円
	レギュラー	1リットル	177円
軽油	—	1リットル	157円
灯油	—	1リットル	120円

2 土地借上料

区分	単位	単価 (1月当たり)
市街化区域	1㎡	94円
市街化調整区域	1㎡	64円

※借上料の額は、賃借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて予算計上し、税額については、課税課長と予め調整する。

令和6年度当初予算部別枠配分額一覧表

○部別枠配分額（上限額）

別紙1-1のとおりとする。

・総額枠配分額（上限額）積算根拠

部別の配分額（上限額）は、令和6年度に歳入される一般財源見込額と令和5年度の人件費や法定の扶助費、公債費等の義務的経費や新規拡充採択事業費を除いた一般財源額を基に積算している。

なお、特別会計及び公営企業会計については、一般会計繰入金の縮減に努めることとし、枠配分予算は実施しない。

○枠配分から除く経費

別紙1-2のとおりとする。

令和6年度当初予算における枠配分額

別紙1-1

令和6年度	① 一般財源見込額	29,393,513千円	(財政調整基金取崩額除く)
	② ①から除く額	21,224,204千円	(新規拡充採択事業や人件費、扶助費、公債費などの査定科目) ※新規拡充採択事業300,000千円
	配分総額 (①-②)	8,169,309千円	

【枠配分実施部署】

単位：千円

部署名	R 6 各部配分 一般財源額	R 5 各部配分一般財源額	前年比較
市長公室	67,162	68,582	△ 1,420
危機管理室	97,870	99,133	△ 1,263
総務部	653,005	663,259	△ 10,254
市民環境部	1,443,369	1,473,033	△ 29,664
福祉部	1,087,229	1,074,589	12,640
こども・健康部	2,447,644	2,436,216	11,428
都市建設部	622,866	629,685	△ 6,819
学校教育部	1,293,912	1,306,570	△ 12,658
生涯学習部	387,667	390,299	△ 2,632
合 計	8,100,724	8,141,366	△ 40,642

【その他の部署】

上下水道部	0	0	0
出納室	28,007	14,607	13,400
議会事務局	24,910	23,632	1,278
選挙管理委員会事務局	2,170	2,260	△ 90
公平委員会	325	332	△ 7
監査委員事務局	2,504	2,520	△ 16
固定資産評価審査委員会	321	328	△ 7
農業委員会事務局	10,348	10,928	△ 580
合 計	68,585	54,607	13,978

総 合 計	8,169,309	8,195,973	△ 26,664
-------	-----------	-----------	----------

※令和6年度に各部に配分する一般財源額は、令和5年度と比べ、2,666万4,000円減額となります。

※枠配分額には、下記を含めています。

- ・令和5年度新規拡充事業の経常経費、インボイス影響額、令和5年度指定管理料の人件費増の影響額
- ・枠配分実施部署において、令和5年度予算編成時に枠配分額を下回った額を、インセンティブとして加算しています。

部・課名		事業名	節	細節	細々節			
全庁	各課	職員人件費	給料	一般職給	一般職給			
			職員手当等	各手当	各手当			
全庁	各課	会計年度任用職員に関する経費	共済費	埼玉県市町村職員共済組合負担金	埼玉県市町村職員共済組合負担金			
			報酬	その他報酬	会計年度任用職員報酬			
			給与	一般職給	会計年度任用職員給			
			職員手当等	各手当	各手当			
			共済費	埼玉県市町村職員共済組合負担金	埼玉県市町村職員共済組合負担金			
市長公室	政策企画課	文化・スポーツ振興公社運営支援事業	負担金、補助及び交付金	補助金	文化・スポーツ振興公社補助金			
	秘書課	公共施設マネジメント基金積立金	積立金	基金積立金	公共施設マネジメント基金積立金			
危機管理室			秘書事業	交際費	市長交際費			
			朝霞地区一部事務組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区一部事務組合議会事務負担金		
			朝霞地区一部事務組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区一部事務組合消防負担金		
			消防水利整備事業	負担金、補助及び交付金	負担金	消火栓新設及び維持管理費負担金		
総務部	職員課		消防団運営事業	交際費	団長交際費			
			職員給与と管理事業	共済費	社会保険料負担金	社会保険料負担金		
			職員給与と管理事業	共済費	埼玉県市町村職員共済組合負担金	埼玉県市町村職員共済組合負担金		
			職員給与と管理事業	負担金、補助及び交付金	負担金	埼玉県市町村総合事務組合負担金		
			職員公務災害補償事業	共済費	社会保険料負担金	社会保険料負担金		
市民環境部	資源リサイクル課		職員公務災害補償事業	共済費	地方公務員災害補償基金負担金			
			職員公務災害補償事業	共済費	地方公務員災害補償基金負担金	地方公務員災害補償基金負担金		
福祉部	福祉相談課		職員公務災害補償事業	災害補償費	公務災害補償費			
			朝霞地区一部事務組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区一部事務組合生活環境負担金		
			朝霞地区一部事務組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区一部事務組合し尿処理負担金		
			社会福祉増進事業	負担金、補助及び交付金	補助金	社会福祉協議会補助金		
			福祉相談事業	扶助費	手当	住居確保給付金		
			災害救助事業	扶助費	手当	弔慰金		
			災害救助事業	扶助費	手当	災害障害見舞金		
	障害福祉課			朝霞地区一部事務組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金		
				朝霞地区福祉会負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区福祉会負担金	
				障害者医療・手当給付事業	負担金、補助及び交付金	負担金	育成医療費負担金	
				障害者医療・手当給付事業	負担金、補助及び交付金	負担金	更生医療費負担金	
				障害者医療・手当給付事業	扶助費	医療扶助	重度心身障害者医療給付費	
				障害者医療・手当給付事業	扶助費	医療扶助	療養介護医療給付費	
				障害者医療・手当給付事業	扶助費	手当	特別障害者手当等	
				障害者生活支援事業	委託料	諸委託料	コミュニケーション支援業務委託料	
				障害者生活支援事業	委託料	諸委託料	移動支援業務委託料	
				障害者生活支援事業	負担金、補助及び交付金	負担金	補装具費負担金	
				障害者生活支援事業	負担金、補助及び交付金	負担金	介護給付・訓練等給付費負担金	
				障害者生活支援事業	扶助費	諸扶助	成年後見制度利用給付費	
				障害者生活支援事業	扶助費	諸扶助	日常生活用具給付費	
	長寿はつらつ課			シルバー人材センター支援事業	負担金、補助及び交付金	補助金		
				介護保険特別会計繰出事業	繰出金	特別会計繰出金	介護保険特別会計繰出金	
				介護老人ホーム等入所事業	委託料	諸委託料	老人ホーム入所委託料	
	生活支援課			生活保護事業	扶助費	諸扶助		
				生活保護事業	扶助費	手当	各扶助費	
	こども健康部	こども未来課		児童手当給付事業	扶助費	手当		
				こども医療費支給事業	扶助費	医療扶助	こども医療給付費	
ひとり親家庭支援事業				扶助費	医療扶助	ひとり親家庭等医療給付費		
母子施設入所事業				委託料	諸委託料	助産施設入所委託料		
母子施設入所事業				委託料	諸委託料	母子生活支援施設入所委託料		
児童扶養手当給付事業				扶助費	手当	児童扶養手当給付費		
保育課				子ども・子育て支援事業	負担金、補助及び交付金	負担金		
				国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	子どものための教育・保育給付負担金	
				国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計保険基金安定繰出金	
				国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計出産育児一時金繰出金	
保険年金課				国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金		
				国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計事務費繰出金	
				国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計財政安定化支援事業繰出金	
				国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計その他繰出金	
				埼玉県後期高齢者医療広域連合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金	
				埼玉県後期高齢者医療広域連合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	埼玉県後期高齢者医療広域連合負担金	
健康づくり課				後期高齢者医療特別会計繰出事業	繰出金	特別会計繰出金		
				未熟児養育医療給付事業	扶助費	医療扶助	未熟児養育医療給付費	
				妊娠・出産包括支援事業	負担金、補助及び交付金	補助金	出産・子育て応援給付金	
				妊娠・出産包括支援事業	負担金、補助及び交付金	補助金	母子世帯応援給付金	
	市内循環バス運営事業			補償、補填及び賠償金	補償金	市内循環バス運行事業に伴う補償料		
	都市計画総務事務事業			償還金、利子及び割引料	償還金	都市再生機構償還金		
	都市建設部			まちづくり推進課	市内循環バス運営事業	補償、補填及び賠償金	補償金	市内循環バス運行事業に伴う補償料
	上下水道部			上下水道総務課	下水道事業会計負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	下水道事業会計負担金
議会事務局	議会総務課		議会運営事業	報酬	議員報酬			
			議会運営事業	職員手当等	議員期末手当	議員期末手当		
			議会運営事業	共済費	議員共済会事務費負担金	議員共済会事務費負担金		
			議会運営事業	共済費	議員共済会共済給付費負担金	議員共済会共済給付費負担金		
			議会運営事業	災害補償費	議員公務災害補償費	議員公務災害補償費		
学校教育部	教育総務課	教育委員会運営事業	交際費	交際費	議長交際費			
	教育管理課	小学校教育扶助事業	扶助費	諸扶助	各扶助費			
選挙管理委員会事務局			中学校教育扶助事業	扶助費	諸扶助			
			選挙管理委員会運営事業	交際費	交際費	委員長交際費		
			監査委員事務局	監査委員運営事業	交際費	交際費	監査委員交際費	
			農業委員会事務局	農業委員会運営事業	交際費	交際費	会長交際費	
その他	財政課		元金償還事業	償還金、利子及び割引料	地方債元金			
			利子支払事業	償還金、利子及び割引料	地方債利子			
			利子支払事業	償還金、利子及び割引料	一時借入金利子			
	各課	新規・拡充事業枠						